

納期限までに納めましょう 市税を滞納すると…

納税は納期限までに

市民の皆さんに納めていただいている貴重な市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)は、市民生活に欠かす事のできない公共サービスや公共施設を維持するための財源として使われています。また、国民健康保険税は病気や怪我をされたときに安心して医療が受けられるよう、加入している皆さんの相互扶助で成り立っています。このように市税や国民健康保険税は、市のさまざまな事業を行うための費用を、市民の皆さんの所得や資産の状況に応じて公平に負担していただいています。仮に、市税や国民健康保険税の納付が遅れた場合、延滞金が課せられたり、滞納処分(差押)が行われたりするだけでなく、市民サービスの低下や行政運営に支障が出る恐れがあります。納期限内の納付にご協力をお願いします。

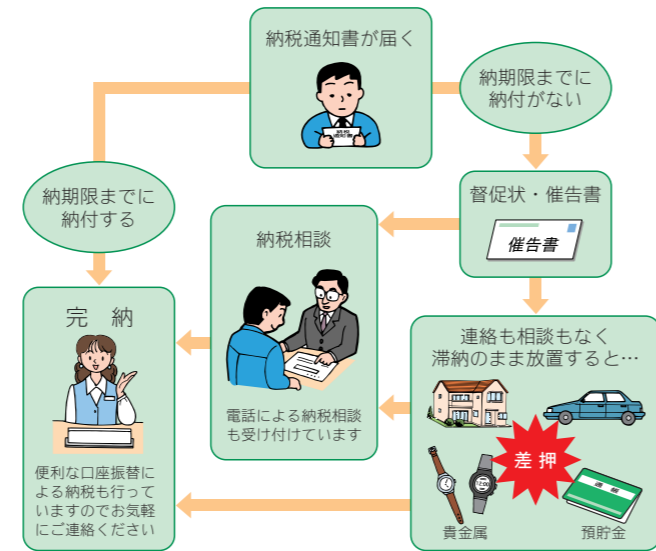
差押や公売などの滞納処分を強化

市では、市税、国民健康保険税を滞納している人に督促状や催告書を郵送し、個別訪問や職員による夜間電話催告を行っています。しかし、これらの催告に対しても納付や相談がない方には地方税法や国税徴収法などの法律に基づく手続きにより、不動産・債権(預貯金、生命保険、給与)などの所有財産を調査し、差押処分を行っています。納期限までに納めていただいた人との税負担

の公平性を保つため、今後はさらに滞納処分の強化に努めていきます。また、不動産の差押後も完納しない人に対しては、平成23年1月からインターネット等による公売も行っています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

納税相談のご利用を

災害、病気、失業、事業の廃止や著しい損失などの事情により納期限内の納付が困難な場合は、税務課窓口にて納税相談を受け付けています。早めのご相談をお願いします。



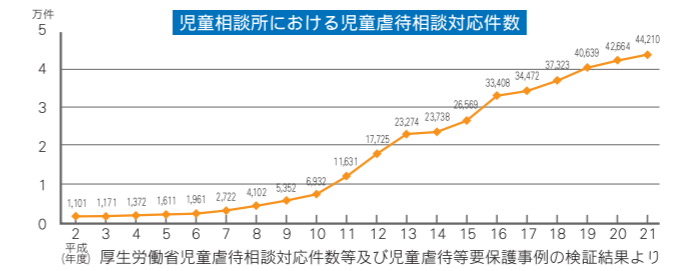
守るのは 気づいたあなたの その勇氣 子どもを虐待から守ろう!



子ども虐待の相談件数は増加

平成21年度に全国の児童相談所が対応した子ども虐待の相談対応件数(速報値)は44,210件にのぼり、この20年で40倍になっています。また、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。

虐待の原因は、多くの場合、ひとつのことが原因ではなく、さまざまな要因(育児不安や経済的不安など)が重なったとき、家族関係が不安定になり、子どもの虐待が引き起こされるといわれています。



オレンジリボンキャンペーン

厚生労働省では、こうした状況を踏まえ、平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、子ども虐待問題について関心を呼び起こし、理解が得られるよう、子ども虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」を使用し、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

あなたにできること

皆さんもこのキャンペーンをきっかけに、次のようなことから、子ども虐待を防ぐために、自分ができることを考えてみませんか。

- ①自分の子育てを振り返ってみる
- ②子育てに悩んでいる人は、ひとりで抱え込まずに相談
子育てで不安になったり、困ったりしたときには、市の家庭児童相談員(☎2216)や地域子育て支援センター(☎2200)などの仲間に相談してみましょう。誰かにSOSを出すことで、解決策が見つかります。
- ③虐待で苦しんでいる子どもは、がまんしないで相談
子どもたちへ。もしも、お父さんやお母さんから、暴力を振るわれたり、ごはんを食べさせてもらえなかったり、心や体を傷つけられてつらい思いを我慢していたら、児童相談所(児童相談所全国共通ダイヤル☎0570-064-000)や学校の先生、「チャイルドライン(☎0120-99-7777)」に相談してください。
- ④虐待と思われる事実を知ったときには迷わず連絡
子ども虐待や虐待が疑われるようなことを発見したときは、迷わず福祉事務所まで連絡してください。地域に住む私たちには、関係機関への連絡義務があります。連絡した人の秘密は守られ、連絡した後に虐待でないことが分かった場合でも、連絡した人に罰則はありません。

市役所からいんげんは vol.39

入札契約の制度

下田市では、市民の皆さんに納入していただいた税金等を使用して様々な公共事業を執行しています。その事業執行の中で、業務や工事、物品の購入等を発注することがありますが、その発注方法として入札を実施し、受注者と契約をして事業を進めています。

入札を執行する際、下田市では入札者を指名して実施する指名競争入札を基本に実施しています。市民の皆さんは入札といえば、価格のみで判断し、より安価な金額で入札した参加者が落札するものと思われがちですが、価格のみで判断するのではなく、品質及び透明性の確保や契約の適正化という観点から様々な入札方法が導入され推進されています。例えば価格だけではなく、入札参加者の実績や能力等を評価し、入札価格と合わせて点数化して落札者を決定する総合評価落札方式の競争入札



(総務課 土屋真一郎)

今までの入札の結果は、総務課検査係内で縦覧していましたが、本年度から下田市のホームページ上においても公開しています。電子入札を実施した案件については、静岡県ホームページから閲覧が可能となっております。

下田市がどんな事業をどんな金額で執行し、落札者なども確認することができますので、ぜひご覧ください。

入札結果の公開

下田市においても本年度は総合評価方式の競争入札を2件実施しました。

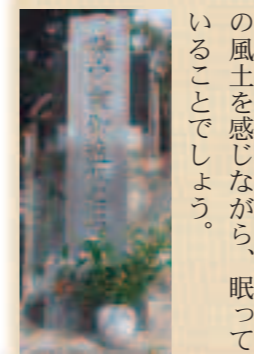
また、工事や一部の業務の入札は、透明性確保の観点からインターネット上で入札する電子入札を昨年度から導入し、進めています。

埋もれ火を訪ねて 地域に業績を残した下田の人々

下田に永住した 胎中 周貞

嘉永7年(1854)5月、米使提督ペリーと幕府代表林大学頭が了仙寺にて、下田条約を締結した際、林大学頭の待医格として随行してきた医師が胎中周貞です。周貞は陸前国牡鹿郡石巻出身で、伊達陸奥守の漢方医でしたが、志が高く当時、最新医学だった蘭方医の研究をするため早くから東北を離れ、江戸に向かいました。その結果、外科手術を修得、新しい知識を備えた優れた医師となり、その後、林大学頭の信任を得て仕えるようになります。林大学頭が幕命を奉じて下田に出張した際も、周貞はその豪華な旅行一行の中にあつて、待医格として伴われて来たのでした。

下田条約締結の後、周貞は一旦江戸に帰りますが、下田の風土とそこに住む人達に深い愛着を感じ、退任後に下田へ移り住みます。居を武方浜に構え、奥伊豆の貴重な蘭方



明治8年(1875)8月、連日の豪雨で稲生沢川が氾濫し、周貞は激流に押し流されて一命を落とします(享年72歳)。周貞の墓は八幡神社境内にあり、きつと現在も、下田の風土を感じながら、眠っていることでしょう。

そんな周貞にも興味深い逸話があります。周貞は体重120kg余りの巨漢、酒豪であり柔道の達人でした。あるとき、周貞が中村の患者への往診の途中、稲生沢堤にさしかかった際に、十数人の土方に喧嘩を吹きかけられます。周貞は得意の柔道で土方達を手玉にとり、稲生沢川に投げ込んだと言われています。

そんな周貞にも興味深い逸話があります。周貞は体重120kg余りの巨漢、酒豪であり柔道の達人でした。あるとき、周貞が中村の患者への往診の途中、稲生沢堤にさしかかった際に、十数人の土方に喧嘩を吹きかけられます。周貞は得意の柔道で土方達を手玉にとり、稲生沢川に投げ込んだと言われています。